

# 役員等報酬規程

## (目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人地域サポート虹の役員、苦情対応第三者委員及び評議員の報酬等について定めるものである。

## (定義)

第 2 条 本規程でいう役員とは、理事長、理事及び監事をいう。

## (理事長及び理事の出席報酬)

第 3 条 理事長及び理事が、理事会に出席したときは、別表 1 の出席報酬日額を支払うことができる。理事長及び理事が、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会等に出席したときは、評議員会等出席に関わる出席報酬日額を支払わないものとする。なお、理事長が、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、別表 2 の勤務報酬日額のみを支給し、別表 1 の出席報酬日額を支払わないものとする。

## (理事長の勤務報酬)

第 4 条 理事長が、理事会及び評議員会等（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 2 の勤務報酬日額を支払うことができる。

## (監事の出席報酬)

第 5 条 監事が、理事会に出席したときは、別表 1 の出席報酬日額を支払うことができる。なお、監事が、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会等に出席したときは、評議員会等出席に関わる出席報酬日額を支払わないものとする。

## (評議員の出席報酬)

第 6 条 評議員が、評議員会に出席したときは、別表 1 の出席報酬日額を支払うことができる。なお、評議員が、評議員会に出席し、かつ同一日に開催された理事会等に出席したときは、理事会等出席に関わる出席報酬日額を支払わないものとする。

## (苦情対応第三者委員の出席報酬及び勤務報酬)

第 7 条 苦情対応第三者委員が、理事会及び評議員会等に出席したときは、別表 1 の出席報酬日額を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会等に出席したときは、評議員会等出席に関わる出席報酬日額を支払わないものとする。

2 苦情対応第三者委員が、理事会及び評議員会等（出席）以外の日において、法人及び施設に関わる苦情対応の業務にあたった場合は、別表 2 の勤務報酬日額を支払うことができる。また、それが、同条第 1 項の出席と同一日であっても、勤務報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

- 第 8 条 役員、評議員及び苦情対応第三者委員が、法人業務のため出張する場合は、別表 3 により出張旅費を支給することができる。
- 2 旅費は、宿泊費の実費を支給する。
  - 3 業務遂行に必要な経費を、別途、実費を原則として支給することがある。
  - 4 旅費及び出張に伴い必要な経費は、原則として出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後に精算することができる。出張旅費を請求する際には、法人宛に領収書又は精算書を提出することを必要とする。

(適用除外)

第 7 条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第 9 条 本規程の改正は、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

## 付 則

- 1 この規程は、平成 28 年 5 月 28 日より適用する

別表 1 (出席報酬日額)

名 称	実費弁償費
理事長、理事又は監事が、理事会又は評議員会等に出席した場合の報酬	~8,000円
評議委員が、評議員会等に出席した場合の報酬	~5,000円
苦情対応第三者委員が、会合等に出席した場合の報酬	~5,000円

別表 2 (勤務報酬日額)

名 称	報 酬
理事長業務報酬	25,000円
苦情対応第三者委員業務報酬	~5,000円

別表 3 (出張旅費)

名 称	実費
出張旅費(宿泊代)	~15,000円

以上